

## 自然エネルギー協議会 準会員受付 よくある質問

質問	回答
個人が「自然エネルギー協議会」の準会員になることはできますか？	できません。 「自然エネルギー協議会」の準会員は法人のみとなります。
法人であれば「自然エネルギー協議会」の準会員になれるのですか？	自然エネルギーの普及・拡大に関する何らかの活動を行い、本協議会の趣意・活動に賛同いただける法人であれば、準会員として入会のお申し込みをいただくことが可能です。
法人は正会員になることはできますか？	できません。 「自然エネルギー協議会」の正会員は地方公共団体のみとなります。
年会費はいくらでしょうか？	年会費 30,000円(不課税)の予定です。
年度途中で入会した場合も、年会費は30,000円となりますか？	年度途中に入会した場合も、年会費は同じ30,000円の納入をお願いいたします。
年会費の支払い方法はどのようになりますか？	年会費の支払い方法は、入会后、本協議会 事務局よりご案内いたします。
年度途中で退会した場合、年会費の一部は返金されますか？	年度途中で退会した場合であっても、年会費は返金いたしません。
「自然エネルギー協議会」と「指定都市 自然エネルギー協議会」の両方に参加をする場合、年会費はどのような取り扱いとなりますか？	「自然エネルギー協議会」と「指定都市 自然エネルギー協議会」の年会費がそれぞれ必要となります。
準会員が協議会でできることは何ですか？	準会員は総会への出席は原則できませんが、テーマにより参加をお願いすることがございます。 また、準会員の部会への参加や全会員参加の会合(年1回程度)の開催についても今後検討してまいります。